

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第13号



今月のテーマ

電気の契約変更の勧誘



事例

大手電力会社の子会社を名乗る者から「電気料金が安くなる」と契約変更を勧める電話があり、氏名や現在の電気料金など様々なことを聞かれた。興味がないと途中で電話を切ろうとしても「電話料金も安くなる」と執拗に切らせないようにするので、不快になり無理やり電話を切った。(60代 女性)

アドバイス

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化がスタートしました。最近になって、光回線サービスの卸売りを受けた事業者の代理店が電力の小売にも参入し、大手電力会社やその関係会社を装って契約変更を勧める、悪質な営業活動に関する相談が増えています。



ここに注意！

- 電力会社や系列会社が顧客に電話等で現在の契約内容を尋ねることはありません。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、**8日間のクーリング・オフ*期間があります。**
 - *クーリング・オフ...契約後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度。
- 電気の契約先を変更する場合、新たな機器の購入や工事に係る費用は基本的に発生しません。



★少しでも不安を感じたら最寄りの消費生活センターにご相談ください。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)
青森県消費生活センター **017-722-3343** (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
(Tel. Me)